

グループホーム秋津 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、有限会社ウェルフェアが設置運営する指定地域密着型(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行う事により、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する事を目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 本事業所において提供する共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成する事により、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供内容についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理及び評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は「グループホーム秋津」とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名以上(常勤又は兼務)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1名以上(常勤又は兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡-調整を行う。

③ 介護職員 3名以上(常勤又は非常勤)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9名とする。

(介護計画の作成)

第7条

- 1 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(サービス及び利用料等)

第8条 本事業が提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護のサービス及び利用料は下記の通りとする。

1 保険給付サービス

食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。上記については包括的に提供され、介護報酬の告示上の金額(省令により変動あり)が自己負担となる。

2 保険対象外サービス

下記のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担とする。

料金の改定は理由を付して事前に連絡する。

① 入居保証金なし

退去時に原状回復費用として 50, 000 円(税別)徴収するものとする。

② 家賃 49, 000 円から 78, 000 円(月額) 49 , 000 円(1 室)、
58 , 000 円(1 室)、60, 000 円(4 室)
62 , 000 円(2 室)、78 , 000 円(1 室)

③ 食費 1,800 円(日額)
(朝食 350 円 昼食 800 円 夕食 650 円)

④ 水道光熱費 20, 000 円(月額)

⑤ 管理費 12 , 000 円(月額)

⑥ 個人消耗品の費用は実費精算で自己負担とする。

3 利用料の支払いは月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座によって指定期日まで受け るものとする。

(入退居に当つての留意事項)

第9条

1 共同生活介護の対象者は、要介護者であつて認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

①小人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

②自傷他害のおそれがないこと。

③常時医療機関において治療をする必要がないこと。

④精神、行動障害、或いは病状が急性期にあるものは除く。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継 続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第10条

1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置 を講ずる。

(苦情処理)

第11条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事 実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ず るものとする。

(損害賠償)

第12条

1 利用者に対する介護サービス提供に当つて、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行ふ。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 13 条

1 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 14 条 条利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 15 条

1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(暴力団の排除)

第 16 条 習志野市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)の基本理念に鑑み、次の各号に定める事項を遵守する。

- 1 事業者の代表者及び役員等より、習志野市暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 2 条第 3 号に定める暴力団員及び暴力団員等を排除する。
- 2 国又は地方公共団体より補助を受けた事業により、暴力団を利すこととならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を国又は地方公共団体より補助を受けた事業から排除するため、入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営についての重要事項)

第 18 条

1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 隨時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者が定めるものとする。

付則 平成 25 年 4 月 1 日
令和 3 年 4 月 21 日変更
令和 7 年 6 月 1 日変更